

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 3 月 7 日

京都府営水道事務所長 橋田 洋介

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

資材単価調査業務委託（6 水道委共第 1 3 号） 一式

(2) 業務の仕様等

業務仕様書のとおり

(3) 業務を行う期間

契約日又はその翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居 64

京都府営水道事務所総務企画課

電話番号 (0774)24-1522

ファクシミリ番号 (0774)24-1549

(2) 入札説明書等の交付期間

令和 7 年 3 月 7 日(金)から令和 7 年 3 月 14 日(金)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札説明書等の入手方法

原則として、(2)の期間に、京都府営水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接配布を受ける場合は、(2)の期間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生手続の開始決定がなされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(ク) (ア)から(キ)までのいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉をおびやかすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

(3)申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4)国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する政令で定める法人

（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する業務委託等で、令和4年4月1日以降に、契約1件につき総計50件以上の土木資材単価調査の実績が2回以上あり、誠実に履行している者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)に同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、2の(2)の期間内に、2の(1)の場所に必着させること。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ア 法人にあつては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する商業登記証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（写し可）
- イ 取引使用印鑑届
- ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- エ 府税納税義務者にあつては府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 会社概要
- キ 営業経歴書
- ク 実績調書
- ケ 誓約書
- コ 返信用封筒（第一種定型郵便物用封筒に住所及び氏名を記入し、110 円切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3 について審査の上、参加資格があると認定された者は、資材単価調査業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者へ文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6 による資格審査の結果を通知した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3 の(1)及び(2)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その 2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、そ

の結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年3月26日(水)午後2時30分

京都府営水道事務所1F会議室(資料倉庫) 宇治市宇治下居64

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和 47 年京都府公営企業管理規程第 9 号）第 112 条において準用する京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

17 その他

(1) 1 から 16 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。